

告 示

埼玉県告示第四百七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十一条第一項の規定により、洪水予報を行う河川を次のとおり指定した。

令和七年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

水系名	河川名	実施区間
荒川水系	入間川	左岸 狭山市広瀬一丁目一八地先（広瀬橋上流端） から川越市の場一二七地先（入間川橋上流端） まで 右岸 狭山市鷺ノ木（広瀬橋上流端）から川越市池 辺一九六九地先（入間川橋上流端）まで